

道教互第2112号  
令和5年4月26日

各所属所互助会責任者 様

一般財団法人北海道公立学校教職員互助会  
理事長 宇田 賢治

新型コロナウイルス感染症による「みなし入院」の取扱い終了について(通知)

日頃より当会事業の実施にあたり、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、新型コロナウイルス感染症による宿泊療養及び自宅療養については、本来入院が必要であるにもかかわらず、入院することができない場合があることから、給付事務処理要領に規定する入院には該当しないもののこれを入院とみなし（以下、「みなし入院」という。）、特例的に入院見舞金及びへき地医療交通費補助金の給付対象としてきております。

こうした中、今般、令和5年1月27日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定により、新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づけ、現在講じられている同法上の「入院措置・勧告」等が適用されないこととなります。

このことから、当会ではこうした新型コロナウイルス感染症を取り巻く社会的な状況の変化等を踏まえ、令和5年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された場合、みなし入院による入院見舞金等の給付対象とする取扱いを終了いたします。

なお、令和5年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断された方は、従前通りみなし入院の取扱いの対象となりますので、事務手続にあたっては、道教互第2257号「新型コロナウイルス感染症によるみなし入院における入院見舞金の取扱いについて」（令和4年12月19日付け理事長通知）によってください。

また、詳細につきましてはホームページ（<http://hkkg.or.jp/>）に掲載しておりますのでご覧ください。  
各所属所におかれましては、会員の皆様に周知していただきますようお願い申し上げます。

（給付貸付グループ TEL 011-211-6073）